都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令(平成十四年政令第二百五十七号)

(抄)

(傍線部分は改正部分)

第一条 項の政令で定める地域は、 辺地域 沼津駅周 域 通周辺地 岐阜駅北 (都市再生緊急整備地域) 名 柳ヶ瀬 略 称 都市再生特別措置法 (4) (3) (2) (1)に至る線で囲まれた区域 との交会点を起点とし 色線の中心線に相当する線 の中心線 沼津市の区域のうち、 東駿河湾広域都市計画道路三・三・九号八幡原線 市道二千三十八号線の中心線 東駿河湾広域都市計画道路三・三・五号沼津南 東駿河湾広域都市計画道路三・三・十六号七通線 改 次の表のとおりとする。 (次条において「法」という。 地 正 略 (1に掲げる線と6に掲げる線 (略) 次に掲げる線を順次経て起点 域 案)第二条第三 第一条 項の政令で定める地域は、 域 岐阜駅北 通周辺地 (都市再生緊急整備地域) • 柳ヶ瀬 名 (新設) (略) 称 都市再生特別措置法(次条において「法」という。 現 次の表のとおりとする。 地 (新設 (略) 略 域 行)第二条第三

(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	東駿河湾広域都 東駿河湾広域都	(1)	この交会点を起点とし、次に掲げる線を順次経て起点

														地域	条駅周辺	京都市三	くう地域	常滑りん	空港東・	中部国際	(略)	
十 元町三百六十七番八及び三百六十六番と大黒町百六との境界線並びに同線を延長した線	百六十八番及び三百六十七番二と大黒町百六十二番二	九 元町三百七十三番、三百七十番、三百六十九番、三	八 市道大和大路通の中心線	五軒町百七十一番との境界線並びに同線を延長した線	七 新五軒町百八十番一、百八十番二及び百八十番と新	六 鴨川の中心線	との境界線及び同線を延長した線	五 左京区法林寺門前町三十六番四と大橋町百十六番二	九と大橋町百十六番二との境界線	四 大橋町百十五番一及び左京区法林寺門前町三十六番	三 大橋町百十五番二と大橋町百十六番四との境界線	二 大橋町百十五番三と大橋町百十六番五との境界線	一 府道二条停車場東山三条線の北側端線	順次経て起点に至る線で囲まれた区域	一号に掲げる線との交会点を起点とし、次に掲げる線を	京都市東山区の区域のうち、第一号に掲げる線と第三十				(略)	(略)	(5) 市道三万六百九十号線の中心線
																	<	常	空	中		
																(新設)	くう地域	常滑りん	空港東・	中部国際	(略)	
																(新設)				(略)	(略)	

府道七条大宮四ツ塚線の中心線	市道塩小路通の中心線	市道梅逕経一号線の中心線	地域 2 市道安寧経二号線の中心線	府道梅津東山七条線の中心線	順次経て起点に至る線で囲まれた区域	辺・京都 と(5)に掲げる線との交会点を起点とし、次に掲げる線 辺地域 !	京都駅周 一 京都市下京区及び南区の区域のうち、1に掲げる線 京都駅周 京都駅周 京都駅周 京都駅の アン・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー・ディー	三十一市道粟田経二十二号線の東側端線	三十 市道粟田経十九号線の東側端線	境界線	二十九 長光町六百二十一番と長光町六百十三番二との	二十八 市道粟田経十八号線の西側端線	た 線	二十七 市道有済経三号線の西側端線及び同線を延長し	二十六 水路有済水一号の北側端線	百四十二番七との境界線並びに同線を延長した線	二十五 巽町四百四十二番六及び四百四十四番と巽町四	二十四 市道有済緯二号線の中心線	線及び同線を延長した線	二十三 巽町四百四十一番一と巽町四百四十番との境界
番六、同区中堂寺北町五番四及び同区中堂寺北町五番五	西側端線、下京区中堂寺北町五番三、同区中堂寺北町五	寺経八号線、一般国道九号線、西日本旅客鉄道山陰線の	東山七条線、市道千本通、市道朱雀緯一号線、市道中堂	大宮四ツ塚線、市道木津屋橋通、市道壬生通、府道梅津	経二号線、市道梅逕経一号線、市道塩小路通、府道七条	山七条線との交会点を起点とし、順次同府道、市道安寧	京都市下京区及び南区の区域のうち、鴨川と府道梅津東													

(25) |(24) |(23) |(22) |(21) |(20) |(19) |(18) |(17) |(16) |(15)(14)|(13)|(12)|(11)|(10)|(9)|(8)|(7)|(6)|番五と同区中堂寺北町十番二との境界線 市道新千本通の東側端線 西日本旅客鉄道山陰線の西側端線 市道朱雀緯 市道 市道梅小路 市道新千本通の東側端線 府道梅津東山七条線の中心線 市道西七条緯二号線の中心線 市道中堂寺通の中心線 市道天神道 下京区中堂寺北町五番三、 市道中堂寺経八号線の中心線 市道千本通の中心線 府道梅津東山七条線の中心線 市道壬生通の中心線 市道西七 般国道九号線の中心線 道御 般国道九号線の中心線 ·京区梅小路日影町 木津屋橋通の中心線 前通 一条経七号線の中心線 |通の東側端線 の中心線 の中心線 一号線の中心線 番二十四及び一番二十七と 五番六、

五番四及び

至る線 路頭町 側端線 四緯五号線 四番二との境界線 路日影町 六との境界線 梅小路通の東側端線 と同区中堂寺北町十番三との境界線 八番五との境界線を延長した線並びに鴨川を経て起点に 道南第 条大宮四ツ塚線 同区八条町 と同区梅小路日影町 小路日影町 同区梅小路日影町 市道御前 及び同区梅小路日影町 番七との境界線 府道梅津東山七条線 般国 (市道新千本通及び市道梅小路通以外の道路 経 番及び同区梅小路頭町 道 通 番二十八及び同区梅小路日影町 との 般国道九号線 号線、 番二十との境界線、 市道西七条緯 府道伏見港京都停車場線 境界線、 線 同区梅小路日影町 市 番二十七と同区梅小路日影町 市道東寺道 道梅逕緯二号線、 下京区観喜寺町と南区八条源町及び 下京区屋形町 南区八条源町 番十五、 同 区梅小路日影町 市道新千本通 西日本旅客鉄道山陰線 番十二との境界線、 一号線、 道天神通 同区梅小路日影町 '十七番と同区屋形町 番九と同区梅小路頭町 同区梅小路日影町 市 一番二十七 市道西七条経七号線 道 番二と同区八条源町 新町 市道安寧緯六号線 の東側端線 市道新千本通の 市道八条通 市道中堂寺通、 番 通 一番と同区梅 二十四及び 市道南第 同区梅小 同区梅小 府道七 番十 番十 市道 番 $\dot{+}$ 市 東

(26)同区梅小路日影町 下京区梅小路日影町一番二十七、 一番十六との境界線 一番二十八及び

番と同区梅小路日影町 番二十との境界線

(27)

下京区梅小路日影町 番と同区梅小路日影町

番

下京区梅小路頭町 番及び 一番九と同区梅小路頭

(28)

十五、

番十一及び

番十二との境界線

町 番七との境界線

(29)

南区八条源町一番二 一と同区八条源町四番 一との境

-(30)| 界| : 線| 南区八条源町及び八条町と下京区観喜寺町との境

西日本旅客鉄道山陰線の中心線 府道七条大宮四ツ塚線の中心線

市道安寧緯六号線の中心線 市道梅逕緯二号線の中心線

般国道 一号線の中心線

市道西洞院通の中心線

市道南第一

一緯十号線の中心線

市道新町通の中心線

市道南第一

一緯十五号線の中心線

府道四 市道西洞院通の中心線 ノ宮四ツ塚線の中心線

> は河川にあっては、 その中心線)で囲まれた区域

般国道九号線以北の西日本旅客鉄道山陰線以外の鉄道又

- 7 -

(2) 近畿日本鉄道京都線の中心線 を順次経て起点に至る線で囲まれた区域 (54) | (53) | (52) | (51) | (50) | (49) | (48) | (47) | (46) | (45) | (44) | (43) | (42) | と29に掲げる線との交会点を起点とし、 (55) 京都市南区及び伏見区の区域のうち、 界線を延長した線 府道四 府道四 鴨川の中心線 下京区屋形町十八番五と同区屋形町十七番との境 市道南第三経 市道八条通の中心線 市道南第三緯十五号線の中心線 府道伏見港京都停車場線の中心線 市道烏丸通の中心線 市道南第四緯五号線の中心線 市道新町通の中心線 市道東寺道の中心線 市道高倉通の中心線 般国道二十四号線の中心線 ノ宮四ツ塚線の中心線 ノ宮四ツ塚線の中心線 一号線の中心線 次に掲げる線 (1)に掲げる線

(21)|(20)|(19)|(18)| (17)|(16)|(15)|(14)|(13)|(12)|(11)|(10)| (9)|(8)|(7)|(6)|(5)|(4)|(3)| 市 府 東 市 線 伏 水 水 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市道観月橋横大路線の北側端線 府道伏見向日線の中心線 東高瀬川の中心線 伏見西部第三地区土地区画整理事業三号水路の中 市道丹波橋通の南側端線 市道下鳥羽経七十八号線の中心線 市道竹田経七十四号線の中心線 市道中島経十四号線の中心線 市道新城南宮道の中心線 市道油小路通の西側端線から三十メートル外側の 府道南インター竹田線の中心線 市道上鳥羽竹田線の中心線 鴨川の中心線 市道竹田経八十九号線の西側端線 市道油小路通の西側端線 市道久世橋通の中心線 市道竹田経六十六号線の中心線 水路横大路水八号の中心線 水路下鳥羽水九千一号の中心線

- 9 -

	(削る)	
	(削る)	(29) (28) (25) (24) (25) (24) (25) (24) (25) (24) (25) (24) (25) (24) (25) (25) (24) (25) (25) (24) (25) (25) (24) (25) (25) (24) (25) (25) (25) (25) (25) (25) (24) (25)
	hl 늄l	
	京都南部	
京者選や終との多会点を走点とし、地名に対道、設置に対している。 市道京都線、市道久世橋通、京都都市計画道路広路四号油小路通の西側端線に相当する線、市道油小路通の西側端線の中心線に相当する線、市道附田経七十四号線、市道所田経七十四号線、市道下鳥羽経七十八号線、市道油小路通の東側端線がら三十メートル外側の線、市道新城南宮道、市道中島経十四号線、市道丹波橋通、京都市公共下水道洛南三号幹線の中心線に相当する線、市道街田経六十六号線、市道新城南宮道、市道油小路通の東側端線から三十メートル外側南宮道、市道油小路通の東側端線から三十メートル外側南宮道、市道油小路通の東側端線から三十メートル外側南宮道、市道油小路通の東側端線から三十メートル外側南宮道、市道油小路通の東側端線から三十メートル外側南宮道、市道油小路通の東側端線から三十メートル外側南宮道、市道油小路通の東側端線から三十メートル外側が下道沿南線、市道沿南経十号線及び市道新町通を道路南線、市道竹田出橋通、近畿日本鉄道京都線、鴨川、市道沿南線、市道竹田経六十六号線、市道新町通を道路南線、市道竹田出橋通、近畿日本鉄道京都線、鴨川、市道沿南線、市道竹田は南海、東高線、東高線、東高線、東高線、東高線、東高線、東高線、東高線、東高線、東高線	1881	

																		ı	
												辺地域	松山城周	町地域	辺・丸亀	高松駅周	(略)		
市道鮒屋町護国神社前線	9) 市道東西百五十九号線の中心線 (8) 市道南北百十三号線の中心線	(7 市道東西百五十八号線の中心線	(6 市道東西百五十七号線の中心線)	(5 主要地方道松山北条線の東側端線 の境界線	(4 勝山町二丁目五番六及び五番四と同丁目五番一と)	及び同線を延長した線	(3) 勝山町二丁目五番十五と同丁目五番一との境界線	(2 市道東雲三十一号線の中心線	番との境界線並びに同線を延長した線	(1 南持田町七十六番及び八十五番と南持田町八十六)	に至る線で囲まれた区域	との交会点を起点とし、次に掲げる線を順次経て起点	松山市の区域のうち、(1に掲げる線と52に掲げる線			(略)	(略)		
													(新設)	町地域	辺・丸亀	高松駅周	(略)		
													(新設)			(略)	(略)	河川にあっては、その中心線)で囲まれた区域	経て起点に至る線(都市計画道路以外の道路、鉄道又は

線及び同線を延長した線 東大街道三丁目及び丸之内と一番町三丁 「大街道三丁目及び丸之内と一番町三丁 「中国道面北七十三号線の西側端線 「市道南北七十三号線の中心線 「古南北七十三号線の中心線 「古南北七十三号線の中心線	12)大街道三丁目二番十二と同丁目二番十一との境界)(11)市道東西百六十五号線の中心線))

W 北緯三三度五〇分二八秒・九七東経一三二度四	北緯三三度五〇分三二秒・〇二東経一 五分三秒・八八の地点 五分三秒・三六の地点 五分三秒・三六の地点 五分三秒・三六の地点 大に掲げる地点を順次結んだ線 次に掲げる地点を順次結んだ線	(29) (29)
-------------------------	---	---

(48)(47)線及び同線を延長した線線及び同線を延長した線 (44) | (43) | (42) | (41) | (40) | (39) | (38) | (37) | (36) | (35) | (34) | (33) | (32) | (46) | (45) | 番 (vi)御宝町と南持田町との境界線 御宝町百十六番二及び百十六番一 四分五八秒・六一の地点 南持田町一 市道東西六号線の中心線 市道東西七号線の中心線 市道鮒屋町中村橋線の中心線 市道東西八号線の中心線 市道南北二十二号線の中心線 市道千舟 市道新玉六十二号線の南側端線 市道新玉十三号線の西側端線 市道新玉 市道新玉二十七号線の北側端線 四分五八秒 市道中之川 般国道五十六号線の中心線 般国道三百十七号線の中心線 との境界線並びに同線を延長した線 北緯三三度五〇分二五秒 で町高岡線の南側端線 一号線の |十五番と南持田町二十七番 通線の南側端線 六〇の地点 5西側端線 三十五番一及び三十五番三と · 匹 二東経一三二度四 と御宝町百十五 との境界

及 五 五 八 番 重 と 七 七 を 番 び 番 番 百 十 大 丁 四 長 と

九日都南部油小路通沿道地域及び松山城周辺地域(令和六年五月十都南部油小路通沿道地域及び松山城周辺地域、京都駅周辺・京九)沿津駅周辺地域、京都市三条駅周辺地域、京都駅周辺・京	十 九 和 和 和 和 和
(略)	+ + + +
五月二十六日	五.
古屋駅周辺・伏見・栄地域及び小倉駅周辺地域(平成二十七年)	古
池袋駅周辺地域、相模原橋本駅周辺・相模原駅周辺地域、名	九
八(略)	三~人
び神戸ポートアイランド西地域 平成十四年十月三日	び
千葉駅周辺地域、横浜上大岡駅西地域、浜川崎駅周辺地域及	<u>-</u>
(略)	_
鉄道その他のものによって表示されたものとする。	川
は施行区域その他の区域又は道路(都市計画道路を含む。)、河	は施
各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しく	各号
この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該	備考
(略)	(略)
線を延長した線	
百十二番八と同丁目八百十番四との境界線並びに同	
(21) 道後町二丁目八百十二番六、八百十二番七及び八	
酉十二番六と同丁目八百十番一との境界線	

一 (略)	川、鉄道を	は施行区域	各号に定め	備考 この書	(略)	
	鉄道その他のものによって表示されたものとする。	は施行区域その他の区域又は道路(都市計画道路を含む。)、河	各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しく	備考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該	(略)	

三~八 (略)

平成十四年十月三日

(新設)

域 平成二十七年五月二十六日

(略)

九 池袋駅周辺地域、相模原橋本駅周辺・相模原駅周辺地域、名

古屋駅周辺・伏見・栄地域、京都駅周辺地域及び小倉駅周辺地

二 千葉駅周辺地域、横浜上大岡駅西地域、

浜川崎駅周辺地域、

京都南部油小路通沿道地域及び神戸ポートアイランド西地域